

公立大学法人宮城大学食産業学群附属農場管理運営規程

平成21年4月1日

規程第50号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（規則第1号。以下「規則」という。）第40条に規定する附属農場（旗立農場及び坪沼農場。以下「農場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(農場設置目的)

第2条 農場は、本学関係者はもとより、地域社会に広く開かれたフィールド等（施設・設備を含む。以下「フィールド等」という。）として、食産業学に関する総合的かつ実践的な教育・研究等の場を提供するとともに、地域社会ニーズ等を踏まえた多様な公開講座の開講等を通じて、ホスピタリティ精神やアメニティ感覚にあふれた人材養成、地域社会の形成支援、地域産業の振興等に資する。

(農場の管理運営等組織)

第3条 教育研究等に関する本学の建学理念を踏まえた農場の効果的かつ効率的な管理運営や農場を活用した実効ある地域貢献等を推進するため、農場に、規則第40条第2項に規定する農場長の他、旗立農場担当、坪沼農場担当の副農場長を置く。

- 2 農場長は、食産業学群長（以下「学群長」という。）の指名を受け、学長の申出に基づき理事長が任命する。
- 3 農場長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 副農場長は旗立農場担当及び坪沼農場担当各1人を配置することとし、学群長が指名し、任命する。
- 5 副農場長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(農場の活用等)

第4条 農場は、第2条に定める目的を達成するために、主として以下に定める活用等を行う。

区分	旗立農場	坪沼農場
一 教育・研究	イ 多様な新技術開発等に係る教育・研究 ロ フィールド等を活用した小規模な実証等試験	イ 自然環境や生態系の維持・保全に配慮した食産業学に係る総合的な教育・研究 ロ 教育・研究等用農畜産物の生産
二 地域貢献	イ フィールド等を活用した小規模な体験実習等 ロ 生産物の加工・調製等体験実習	イ フィールド等を活用した中規模な生産等体験実習 ロ 公開講座の開催

(農場長等の職務)

第5条 農場長は、農場全体の管理運営を統括する。

- 2 副農場長は、農場長を補佐し、担当農場における各部門の円滑な管理運営を総括するとともに、農場長に事故あるときは、農場長が予め指名する副農場長がその職務を代行する。

第2編教育 食産業学群附属農場管理運営規程

(フィールド管理者)

第6条 第4条に規定する農場活用等の適切かつ円滑な運営のため、各農場に次項に定める分野を担当するフィールド管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、旗立農場においては旗立農場担当の副農場長の職にある者を、坪沼農場においては作物、園芸、畜産及びその他の分野ごとに学群長が指名した専任又は兼任の職員をもって充てる。
- 3 管理者は、第2条に規定する目的を達成するために、その担当する農場、分野におけるフィールド等が本来の機能を十分発揮するようフィールド等の利用調整及び保全管理を行うとともに、管理状況を記録し、保存するものとする。
- 4 管理者は、前項の管理状況を、旗立農場に関するものについては農場長に、坪沼農場に関するものについては当該農場担当副農場長及び農場長に、次条で定める農場運営委員会の開催等を踏まえ、定期的に報告するものとする。
- 5 農場長は、前項の報告内容を次条で定める農場運営委員会に報告するものとする。
- 6 管理者は、担当するフィールド等に保全管理上の不具合等が生じた場合又は生ずるおそれがある場合には、その旨を直ちに、旗立農場に関するものについては農場長に、坪沼農場に関するものについては当該農場担当副農場長及び農場長に報告するものとする。
- 7 農場長は、前項の報告を受けたときは、その内容及び講ずべき対応策案を速やかに学群長及び財務・施設担当理事並びに事務局長に報告の上、その指示等に基づき、適切な対応策を速やかに講ずるよう努めるものとする。
- 8 管理者は、担当するフィールド等の管理に関し、常に当該フィールド等が存する周辺地域住民等との融和と連携に配慮するものとする。

(農場運営委員会)

第7条 農場の円滑な管理運営等に関する以下の各号に掲げる事項を審議・調整するため、農場運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 農場の管理運営方針、管理運営計画の策定等に関すること
 - 二 農場の利活用計画の策定等に関すること
 - 三 地域貢献に関すること
 - 四 その他、農場の円滑な管理運営等に必要な事項
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 農場長
 - 二 副農場長（旗立農場にあつてはフィールド管理者兼務）
 - 三 理事（財務・施設担当）
 - 四 事務局長
 - 五 坪沼農場の各フィールド管理者
 - 六 生物生産学類及びフードマネジメント学類の教員各3人以内
 - 七 看護学群及び事業構想学群の教員各2人以内
 - 八 太白事務室長
 - 九 その他、委員長が必要と認める者
 - 3 委員会の委員長は、農場長とする。
 - 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
 - 5 委員会は、原則として隔月に1回開催する。
 - 6 委員会の議を経て委員長が必要と認める場合は、委員会の下に専門部会等を設置することが

第2編教育 食産業学群附属農場管理運営規程

できる。

- 7 委員長が必要と認めるとき又は第2項各号に規定する委員の3分の1以上から要請があったときは、同項各号に規定する委員以外の職員を委員会に出席させ、意見等を求めることができる。

(生産物の処理)

第8条 農場の生産物は、教育、研究等に供するものを除き、公立大学法人宮城大学会計規程（規程第76号）に基づき処理する。

(庶務)

第9条 農場の管理及び運営に関する庶務は、事務局太白事務室において処理する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、委員会の議を経て理事会が行う。

(委任)

第11条 この規程及び施設等管理使用規程（規程第78号）に定めるもののほか、農場の管理及び運営について必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H22.9.29 第29回理事会)

- 1 この規程は、平成22年9月29日から施行する。ただし、改正後の第7条第2項、第6項及び第7項の規定は平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行日前において既に農場長、副農場長及びフィールド管理者の職にあった者の任期については、なお従前の例による。

附 則 (H23.5.26 第42回理事会)

この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H23.9.28 第46回理事会)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部等に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部及び学科（以下「学部等」という。）に在籍する者が当該学部等に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学

第2編教育 食産業学群附属農場管理運営規程

食産業学群附属農場管理運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項	学群長	学群長、学部長
第3条第4項	学群長	学群長、学部長
第6条第2項	学群長	学群長、学部長
第6条第7項	学群長	学群長、学部長
第7条第2項六	食資源開発学類及びフードマネジメント学類	食資源開発学類及びフードマネジメント学類、ファームビジネス学科及びフードビジネス学科
第7条第2項七	看護学群及び事業構想学群	看護学群及び事業構想学群、看護学部及び事業構想学部

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（R4.3.23 第184回理事会）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日から学部、学科及び学類（以下「学部等」という。）に在籍する者が当該学部等に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学食産業学群附属農場管理運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第2項六	生物生産学類及びフードマネジメント学類	生物生産学類、食資源開発学類及びフードマネジメント学類、フードビジネス学科
---------	---------------------	---------------------------------------

附 則（R5.10.25 第204回理事会）

この規程は、令和5年10月25日から施行する。